

平成28年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

平成28年1月13日 開会

平成28年1月13日 閉会

浪江町議会

平成28年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（1月13日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号から議案第6号の一括上程、説明	5
議案第1号の質疑、討論、採決	13
議案第2号の質疑、討論、採決	18
議案第3号の質疑、討論、採決	26
議案第4号の質疑、討論、採決	27
議案第5号の質疑、討論、採決	27
議案第6号の質疑、討論、採決	28
閉会の宣告	28

浪江町告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年1月6日

浪江町長 馬場 有

1 期 日 平成28年1月13日（水） 午前9時

2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場 二本松事務所

3 付議事件

- (1) 委託に関する協定の締結について
- (2) 工事請負契約の変更について
- (3) 工事請負契約の変更について
- (4) 土地の取得について
- (5) 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- (6) 工事請負契約の締結について

○ 応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	渡 邊 泰 彦 君	2 番	佐々木 勇 治 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	平 本 佳 司 君	6 番	松 田 孝 司 君
7 番	山 崎 博 文 君	8 番	若 月 芳 則 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	山 本 幸 一 郎 君
11 番	泉 田 重 章 君	12 番	佐 藤 文 子 君
13 番	紺 野 榮 重 君	14 番	三 瓶 宝 次 君
15 番	馬 場 績 君		

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成28年浪江町議会第1回臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成28年1月13日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 委託に関する協定の締結について
- 日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について
- 日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更について
- 日程第6 議案第4号 土地の取得について
- 日程第7 議案第5号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第6号 工事請負契約の変更について

出席議員（15名）

1 番	渡 邊 泰 彦 君	2 番	佐々木 勇 治 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	平 本 佳 司 君	6 番	松 田 孝 司 君
7 番	山 崎 博 文 君	8 番	若 月 芳 則 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	山 本 幸一郎 君
11 番	泉 田 重 章 君	12 番	佐 藤 文 子 君
13 番	紺 野 榮 重 君	14 番	三 瓶 宝 次 君
15 番	馬 場 績 君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	宮 口 勝 美 君
副 町 長	本 間 茂 行 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
総 務 課 長	佐 藤 良 樹 君	復 旧 事 業 課 長	三 瓶 徳 久 君
津波被災地対策課長	安 倍 靖 君	教育委員会事務局 兼 教育次長 兼 浪江町中央公民館 館長 兼 津島公民館館長 兼 浪江町図書館館長	鈴木 貞 孝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	清 水 佳 宗	次 長	横 山 秀 樹
書 記	柴 野 早 苗		

○議長（吉田数博君） おはようございます。東日本大震災から、4年10カ月が経過いたしました。

平成28年第1回臨時会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々に対し、また長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。お直りください。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、5番、平本佳司君、6番、松田孝司君、7番、山崎博文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第1号から議案第6号の一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号までを一括議題といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第1号 委託に関する協定の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第1号 委託に関する協定の締結についてご説明いたします。

本案は、樋渡・川添地内の公共下水道管渠の災害復旧工事について、日本下水道事業団と協定を締結するために、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） それでは協定の内容についてご説明いたします。

1、件名 浪江町公共下水道管渠施設の災害復旧に係る建設工事委託に関する協定（その2）。

2、施工箇所 浪江町大字樋渡地内ほか。

3、協定の方法 随意契約。

4、協定金額 6億500万円。

5、協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団代表者理事長 谷戸善彦。

6、工期 議会の議決を得た日から平成30年3月31日。

工事の概要についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

1ページは樋渡地区、2ページ目は川添地区です。赤が今回施工箇所であります。2地区の合計で復旧延長3567m、管渠口径150mmから500mm、マンホール復旧工99カ所、舗装復旧工1万7498平米、以上よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第2号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンター改修工事について、契約金額の変更を行うものであります。

現在の契約金額は、1億9116万円ではありますが、2695万2480円を増額し、2億1811万2480円に変更するものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（鈴木貞孝君） それでは工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

まず、契約の目的 浪江町地域スポーツセンター改修工事。

施工箇所 浪江町大字権現堂字下馬洗田地内。

契約方法 指名競争入札。

契約金額 変更前、1億9116万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1416万円）。変更後、2億1811万2480円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1615万6480円）。

契約の相手方 福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1。

東北工業建設株式会社 代表取締役 戸川聡。

工期 平成27年5月11日から平成28年3月11日まででございます。

続きまして、議案第2号資料理由書を見ていただきたいと思います。

工事名 浪江町地域スポーツセンター改修工事。

理由でございますが、本工事は震災以前の残工事と震災後の放置、劣化による改修工事とが合わせたものとなっております。今回の変更は、工事を施工していく中で、施工以前には確認できなかった改修すべき内容が出てきたものでございます。

主な内容でございます。変更内容としまして、建築工事、電動式移動観客席復旧工事でございます。移動観客席の施工途中で震災にあったことにより、各箇所で曲がりやゆがみが発生しまして、復旧工事が必要となったものでございます。

続きまして、舞台吊物設備点検改修工事でございます。施工業者の倉庫に保管してあった設備機器を今回工事で行うにあたり、当初の機能、品質、動作を確認するために点検補修が必要となったものでございます。

続きまして、電気設備工事であります。脱落他による器具撤去・再取付でございます。建築工事、天井材の張替えのため照明器具等の撤去・再設置が必要となったものでございます。

続きまして、非常用発電設備改修工事であります。未使用のまま放置されていた非常用発電設備のメーカーによる調査と性能を維持

するための整備が必要となったものでございます。

続きまして、機械設備工事でございます。屋外給排水設備の改修工事であります。屋外給排水設備調査の結果、震災の影響により埋設配管の不良箇所が発見されたことにより、改修が必要となったものでございます。

続きまして、ダクト設備の改修工事であります。ダクト設備調査の結果、天井裏ダクト吊金具不良やダクト接続部、架台の損傷等が見つかり改修が必要となったものでございます。

自動制御盤改修であります。床下配管ピット内に漏水があり、ピット内の制御機器及び制御盤が水に浸かり交換、再設置調整が必要となったものでございます。

続きまして、次の議案資料の図面を開いていただきたいと思います。

まず、赤の部分、建築工事の改修部分でございます。

②番としまして、サブアリーナの壁の改修でございます。

続きましては、④番サブアリーナとメインアリーナの中の廊下の部分になります。ここの天井の張替え部分でございます。先ほど電気設備工事のところで説明しました脱落他器具撤去、再取得の部分でございます。そこの天井の張替え部分と脱落器具の撤去と再取付というところでございます。

続きまして、⑤番としまして舞台吊物点検補修でございます。サブアリーナの下の部分⑤番、ここが舞台となっております。その吊物につきましてはまだ工事等で取付は行っておりませんでしたので、今回新たに取付けるにあたり点検が必要となったものでございます。

続きまして⑥番、塗装の改修でございます。これは、サブアリーナ及びメインアリーナの部分でございます。

続きまして⑦番、電動式移動観客席の改修でございます。実際、震災の時には、観客席は表に出ていた状態でございます。それが地震により揺らされたことにより、ゆがみ、曲がり等が出ましてその改修が必要となったものでございます。

続きまして青い部分、電気設備でございます。ここの⑨番から⑪番の番号の訂正をお願いしたいと思います。⑨番が⑧番になります。⑩番が⑨番になります。⑪番が⑩番になります。よろしくお願いたします。⑧番のメインアリーナ照明、ケーブルラックの補修でございます。このメインアリーナのちょうど真ん中のところに書いてはございますが、メインアリーナの照明器具、あとケーブルラックの修繕が必要となったものでございます。

続きまして⑨番につきましては、建物の外にあります一番右側キュービクルと書いてあるところになります。これの受変電設備錆発生部分の補修でございます。あと⑫番、この同じくキュービクルの再受電の対応でございます。

続きまして⑩番、非常用発電設備の修繕でございますが、これはキュービクルの下でございます。駐車場の外にある部分でございます。これは、先ほど資料の中でもご説明いたしました、まだ未使用のままだったので、メーカーによる調査、性能の維持の整備が必要でございます。

その他⑬番、照明制御設備健全性の確認、あと非常放送設備調査、音響設備調査、自動火災報知設備調査、建物全体ということで、建物全体の部分の調査でございます。

続きまして、機械設備でございます。⑰番、屋外給排水設備改修と外部配管、これは図面上には出ておりませんが、⑳番の自動制御盤の実際外にある部分のところの部分でございます。

⑱番、消火設備改修、消火器、消火栓の改修、点検でございます。

⑲番、ダクト設備改修、建物天井裏全体でございます。ダクトの改修につきましては後ほど次の屋上の部分にも出てきますが、先ほどの⑳番のピット自動制御盤の上の部分にある部分でございます。天井裏の部分です。

続きまして、今言った自動制御盤の改修でございますが、これは男女のトイレの地下にある部分でございます。配管等がまだ埋設してある部分の亀裂とかがございまして、漏水してございまして、中の制御盤を取り替えるものでございます。

あと㉑、空調設備の改修でございます。

続きまして、次のページ屋上部分の図面でございます。

①番としまして、外部防水改修でございます。赤の斜線を引いてある部分の防水シートの改修でございます。

③番としまして、屋上の軒天・壁取付の改修でございます。

⑰番、テレビ共同受信機の調査。

⑲番が、ダクト設備の改修でございます。

議案第2号については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の変更に
ついてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第3号 工事請負契約の変更についてご説

明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンター外構工事について、契約金額の変更を行うものであります。

現在の契約金額は、5940万円であります。601万200円増額し、6541万200円に変更するものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（鈴木貞孝君） それでは議案第3号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

まず、契約の目的 浪江町地域スポーツセンター外構工事であります。

施工箇所 浪江町大字権現堂下馬洗田地内でございます。

契約の方法 指名競争入札でございます。

契約金額 変更前が、5940万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額440万円）。変更後が、6541万200円でございます。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が484万5200円）でございます。

契約の相手方 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1 株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

工期 平成27年10月26日から平成28年3月18日まででございます。

続きまして、資料理由書をお開きいただきたいと思います。

工事名、浪江町地域スポーツセンター外構工事。

理由といたしまして、工事を施工する中で下記の変更が必要となったものでございます。

変更内容としまして、外構工事で、舗装工事としまして当初予定しておりました再生材の砕石が震災需要の材料不足により調達できないので、新材、新材というのは普通の今までの砕石、普通の砕石を使用するものでございます。

続きまして、擁壁の工事でございます。敷地東側境界（民地境）に敷地内の雨水を民地に流さないように土留めの擁壁を設置するものでございます。

続きまして、裏の図面をお開きいただきたいと思います。

まず、舗装工事につきましては、建物以外の駐車場、その他の敷地すべてをアスファルト舗装するものでございますが、そのアスファルト舗装をする下に敷く砕石の最初予定しておりました再生材が手に入らないということで、通常の砕石を使用するようにするものでございます。

続きまして、擁壁工事でございます。ちょうど赤い部分、右側の赤い部分になっているところでございますが、建物の東側に一列の駐車場がございます。その境界のところは間に道路がなくで、すぐ民地になっております。ほかの人の住宅がございまして、そこの土留めということで、擁壁を設けまして、若干駐車場を少し高くしまして、ちょうど建物との境のところに水路が入っておりますので、そちらに雨水が流れるように若干土留めをして高くするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第4号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第4号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、土地の取得についてご説明いたします。

取得する土地の所在地は、議案書別紙明細書のとおり、浪江町大字請戸字御壇ノ西12番2ほか6筆、面積合計5242.28㎡、取得予定価格は、1177万2270円、取得の相手方は、福島県郡山市開成四丁目7番4号マリオン開成山公園303号、酒井和子でございます。

なお、別紙資料といたしまして土地取得予定箇所を表示した位置図と現在までの買取状況一覧をつけてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第5号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第5号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り

越しして使用することができる経費を定めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 裏面2ページの第1表、繰越明許費について説明いたします。

款1 農業集落排水事業費、項1 農業集落排水事業費、事業名 農業集落排水災害復旧事業、金額1億1000万円であります。高瀬地区の農業集落排水災害復旧事業について今年度内の完了が困難になったため、翌年度に繰り越すものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第6号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、農業集落排水管渠災害復旧工事について、平成27年6月17日に議決をいただきました工事請負契約の変更契約を締結するために、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。

1、契約の目的 農業集落排水管渠災害復旧工事。

2、施工箇所 浪江町大字高瀬地内。

3、契約の方法 指名競争入札。

4、契約金額 変更前 1億6092万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1192万円）。変更後 1億6599万8160円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1229万6160円）。

5、契約の相手方 浪江町大字川添字中上ノ原120番地1 東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期 変更前 平成27年6月17日から平成28年3月25日まで、変更後 平成27年6月17日から平成28年6月30日までであります。

続きまして、6号の資料をご覧ください。

理由書、工事名 農業集落排水管渠災害復旧工事。

理由、まずは工期の変更であります。

1番目としまして、過去に掘削した地面を今回再度掘削し、管渠の復旧を行っておりますが、一度掘った箇所であるため、崩れやすくなっており掘削作業に想定外の時間を割かれています。

2番目としまして、掘削箇所への地下水の流入が予想よりも多いため、掘削作業の支障となっております。

3番目、他の事業への従事者流出が多く、当該工事への増員の確保が困難であったための以上により、工期の変更が必要となりました。

完成が平成28年3月25日でありましたが、変更後平成28年6月30日までに変更したいと思えます。

また、次に変更額の変更理由であります。

1番目としましては、震災により資材の調達が困難となったため、代替りの資材へ変更増額するため、再生切込砕石を切込砕石に変更します。

2番目、液状化再発防止のための工法について、地下水位が高いため別の工法への変更増額。当初セメント固化工法を考えておりましたが、砕石埋戻し工法に変更いたします。

3番目、他事業への影響により工事箇所の交通誘導員の確保が困難となったため、仮設信号機で対応することによる減額。

以上により、契約額の変更が必要となりました。

変更前は1億6092万円、変更後は1億6599万8160円であります。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（吉田数博君） ここで、常任委員会開催のため10時10分まで休議といたします。

総務常任委員会は中会議室2、産業・建設常任委員会は小会議室A・B、文教・厚生常任委員会は中会議室3にご参集ください。

なお、関係課長等についても、関係する常任委員会への出席をお願いいたします。

（午前 9時29分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時10分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第1号 委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本幸一郎君） 今回の公共下水道管渠設置の災害復旧工事な

んですけれども、この次にでます議案第2、第3もそうなんですけれども、入札後の変更がかなりみられています。それで、この設計内容でもし資材高騰等で追加なんては絶対ないとは思うんですけれども、設計に反映されているかどうか、確認します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 今回の協定につきましては、今現在の資材単価を採用して、工事費を積算しております。工期が2年にわたることから今後何%ちょっと具体的な数字は忘れましてけれども、資材費が現契約時点より20%が高騰した場合には変更することというような中身もありますので、変更の可能性はあります。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 再質問で。では20%以内の変更がない時は、このままで、もしかしたら誘導員が次の次の議案でもありましたけれども、いないから信号機になりましたよと、減額になりました。減額になるのは良いんですけれども、全然人も集まらないから、今の単価ではできなかったから金額増ということはないということによろしいんですよね。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 先ほど資材が20%、ちょっとはつきりはしませんけど確か20%だったと思うんですが、人件費も含めましてそういった高騰がなければ変更はありませんが、そういった今後分かりませんが、資材費が予想より高騰したとか、そういう場合には、変更の可能性はあります。それ以外ではないです。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 契約変更の問題はここには出ていないわけけれども、今回の委託に関する協定の締結議案の問題は、要するに契約の相手方は一手引き受けというか、あらゆる下水道事業にかかわる事業は、日本下水道事業団との随意契約でやってきたと思うんです。別な角度から一手引き受けでやってきている日本下水道事業団を我々はどういうふうに見止めているかということをおっしゃっていただければ、詳細な調査をやってプロ級のプロだからここに代わる業者がないから随意契約ということにもなるわけなので、今回の契約金額についても現在の建設資材等の情勢、あるいは東日本大震災による大幅な地形の変動、それから施設の破損等々十分な調査をした上で、詳細な設計をしてその上で議会に契約の同意を求めていると思うんですが、それでもやっぱり変更を視野においてこの議案について判断しなくてはならないというものなのかどうなのかというこ

とをお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 今現在で調査しました工事数量を算出しまして、工事費というものは積算しておりますけれども、掘ってみないと分からないという部分もありますので、今時点ではすべて考えた契約金額となっておりますが、土を掘った結果考えていたと通りの地下水ですとか土質かどうかというのがありますので、その辺は決まった要素ではないということであります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 土の中のことだから掘ってみないと分からないと、要するに変更ありも含めた今回の契約だということになるわけですけれども、私は今、あとでまた地域スポーツセンターのことで質疑はしたいと思えますけど、少なくとも設計見積りをチェックする際には十分な調査の上に設計見積りを立てて、積算をして入札、随意契約だけれども、契約というところまできていると思う。それが、詳細調査はしたと、詳細設計もしたと言いつつも掘ってみないと分からないと言われれば、一体この契約金額はどういうことなのかと。契約書を見て、その角度から我々が検討するというのも必要だと思うんですけど、分かり易くいうと、掘ってみないと分からないから、やってみないと分からないからということで、予めの契約金額になってしまうということになると、果たして公共事業の契約として妥当なのかどうかという点では非常に私問題ありと思うんですけど、担当課長はそういう立場であるにしても入札審査の委員長は、副町長どちらかな。宮口副町長ね。入札審査会の委員長という立場でやってみないと分からないという契約行為について、どういう審査をし、どういう判断をされるのかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。

馬場議員ご指摘のとおり、この積算いわゆる想定金額出すにあたっては、詳細な設計等含めて現在考えられる中身でこの金額でできるという金額を出していただいていますので、それでの協定ということになっています。ただ、今の情勢からいって先ほど山本議員からもありましたけれども、資材の高騰等含めて今の段階でそこまで読んで、その分上積みするとかということもできません。そういったこともあって、今現在の契約するにあたって今の単価等含めて積算した状況としてこの金額を上げているということで、どんぶりでは上げているわけではないというのだけはご理解いただきたいと思います。あくまでも、今の状況で計算したところこういう金額になる

ということでございます。

あと、担当課長が掘らなければ分からないという言葉で表現しましたけども、それは少なくともそこまでもある程度見込んだ修復ですから、新設ではありませんので、そういったことはないとは考えてはおりますけれども、地震で地盤が変わったとかいうところがそんなにかと思えますので、そういったことではないかと思えますが、そういったことも含めると担当課長としては変更もあり得るというお答えしてはいますけれども、そういったところまで深く読むとそういったところではないかという回答ですが、私としては基本的に今考えられる数字としてこの金額で妥当だと判断をしたところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 担当課長として、色々心配するというか、色々な状況をやっぱり想定しておかざるを得ないというそういう状況は分かるけれども、議会の議案説明にあたって変更もあり得るということから議案提案されたんでは、果たしてこの金額が真っ当なのかどうかという判断ができなくなっちゃうわけだから、今の副町長の答弁を確認させていただいて、私としては詳細設計も詳細調査も十分行われていると極めて妥当な契約案件だという説明があったということを確認したいんですが、宮口副町長改めてそういう確認でよろしいですね。

○議長（吉田数博君） 答弁者、宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） まさに今議員おっしゃるとおりで、結局議案を提案するにあたっての協定金額ですので、きちんとした数字を基に計算した数字となっております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

7番、山崎君。

○7番（山崎博文君） 2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目が今回の臨時議会でこの議案が提案されましたが、12月議会に提案ができなかったのかということがあります。12月議会があれだけ議案が少ない中で、閉会后年末年始があったということであれば、もう12月議会ではこれは提案すべきことであつたのではないかと、提案できたのではないかと私は思いますが、なぜ今回の臨時会で提案になったかということをお伺いいたします。

次に、工期なんですけど、平成30年3月31日までという設定をされていますが、国が平成29年3月解除と示した中で、解除時期に与える影響はどうなんだと私は思いますので、この点についてもお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） まず、1点目の12月議会に上程できなかったのかということではありますが、この協定を結ぶにあたりまして、国の災害査定というものを受けなくてはなりません。それが、12月7日の週、12月7日から11日にかけてありました。そこで、事業費が決定されるんですけども、その事業費決定されたのが12月11日でありますので、ちょっと12月には間に合いませんでした。ただ、12月議会におきましては、予算の債務負担行為をお願いした経緯はあります。

工期が平成30年3月と言いますのは、事業量が約3.6kmに上ることから、どうしても平成29年3月、約1年では終わらない、約2年ほどはかかるということになります。帰還の関係でありますけれども、供用しながら下水道を直していくという考えをしております。下水道管が完全寸断されたということではなくて、たわみとかがありますので、押水と言いますか、そういうことでは流れはありますので、直しながら使いながら直していくという方法を考えております。

○議長（吉田数博君） 7番、山崎君。

○7番（山崎博文君） 直しながら使いながらということですから、帰町時期に関しては、下水道災害復旧工事の件については工期は平成30年3月と設定はされていますが、帰町時期の判断材料には影響はしないということでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（本間茂行君） この工期でいけば、下水道の工期でいった場合に、下水道による復旧の状況から帰町時期が遅れるということはないと私思っていますし、そうならないようにということで、国にも強く言っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第1号 委託に関する協定の締結についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の変更に
ついてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、若月君。

- 8番（若月芳則君） この案件について教えてというか質問ですから、
質問にします。

理由書の中に、文面として実際に今回の変更は実際に工事を施工
していく中で、施工以前には確認できなかった改修すべき内容がで
てきたという表現をしております。要するに、地震が起きたから分
かったという意味か、ここの意味合いを確認しておきたいんです。
というのは、今回こういう震災が起きて、想定して例えば天井が落
ちたとかいろいろな実際に壊れたわけです。壊れたこれが実際に供用
された時にこういう地震がきた時に壊れたら、けが人とかいろいろな
負傷者が出るようなことも想定できるわけです。

従いまして、この改修工事については、設計者、設計した段階の
設計者が今回の事故の状況を見てきちんと所見と言いますか、それ
がこの内容に反映されているのかどうか、このことを質問します。

- 議長（吉田数博君） 教育次長。

- 教育委員会事務局教育次長（鈴木貞孝君） それでは、質問にお答え
したいと思います。

今回の増額の分につきましては、前回の改修工事の中に含まれて
いなかった、実際電気を通してみて動作がちょっと問題あるところ
とか、実際天井裏に入ってみてダクトの接続部分がはずれて壊れて
いるとか、あと埋設されている配管等が開けてみたら壊れていた
というそういう実際前の改修工事では見ることはできなかった部分
につきまして、今回色々調査した結果でてきたものでございますの
で、ご理解いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 8番、若月君。

- 8番（若月芳則君） 私は設計した設計者と現状を見てきちんと再確
認して、それが今回の改修工事に反映されているのかどうかを確認
したいんです。

- 議長（吉田数博君） 教育次長。

- 教育委員会事務局教育次長（鈴木貞孝君） 設計者につきましても、

当初設計された方が今回の改修の設計にもあたっておりますので、その辺も十分踏まえて設計をしていると理解しております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 8番、若月君。

○8番（若月芳則君） 終わりますが、今度これだけの震災がくるといことは実際にきたわけですから、原発と同じであとはこないだろうなんていう話でありませぬので、やはり最善の再度これだけの震災とか災害がきても町民にけがとかなんかを及ぼさないような最終的な仕上がりにすることを要望して終わります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 所管ですので、委員長の許可得たので質問させていただきます。

電気が通電されていないんで、動かさないと分からないということで、前のこの入札案件の時にそういう説明がかなりありました。その上で、非常用ディーゼル発電機の改修工事でここに出ています。これは自分が発電するものなので、大体の予算が元々分かっているのかなと見積りの中に、先ほど委員会で聞いたところなんか予定では20万円ぐらいの改修費だということだったらしいんですけど、今回追加で115万円ぐらい追加するそうであります。このようなのは、動かさなくても元々分かる施設だと思うんです。他にもたぶんそういうのあると思うんです。チェック不足というのがあると思うんですよね。もしかしたら、床下配管ピット内に漏水ありと機器は動かさなくても漏水あったかくらいは見積り段階で分かると思うんです。前の説明ですと、電氣流して動かさないと分からないような移動式のイスとかそういうのは良く分かる、照明つかないとかは良く分かるんですけども、この見積りにあたってもしかしたら、かなり漏れてたのかなと私は自負しています。

また、それをチェックするのが教育委員会の部署でチェックがきくかということが一番大切な問題なんで質問させてもらっているんですけども、かなり教育委員会の物件では建物の管理かなりあります。これからもたぶんあるかとは思いますが。浪江町にも一級建築士等々の方はいらっしゃいますが、教育委員会部局にはもちろんいません。やはり、これから大変な改修たくさん出てくるかと思うんで、これを教育委員会の部署に全部チェックさせて良いのか。もしかしたら漏れているのが確認できるかという問題なんですけれども、先ほどの質問もそうなんですけども、これは質問の前に町長こういう体制で良いのかどうか人材不足の中大変だとは思いますが

ど、町長にはじめお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 確かに議員お質しのとおり人材的には大変不足しています。それで、教育委員会も人材不足ですので、現在は支援機構そういうものを使いながら委託をしながらカバーしているという状況です。従って、専門の委託機関を通じながらお手伝いをしていただくというスタンスで今事業進めておりますので、是非今山本議員がおっしゃったようにそれはきちんと整理をしながら委託先に申し入れをしていきたいと考えていますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） それで、先ほど言った非常用発電設備もそうなんですけれども、はじめに設計漏れがかなりあったのではないのかと思われるんですけれども、今回たぶんこれの追加工事はないという委員会の説明ではありましたけれども、本当に漏れていないのかなと、あれだけの施設なんで十二分に立派な施設を造ってもらいたいんですけれども、今回の案件で追加以外に、もしかしたら動かしていないとかというのがまた変更かけないように思います。

それで、くどいようなんですけども、ディーゼル発電機とか漏水とかなんでチェックできなかったのか。誰がチェックしてきたんだというのは、設計だと思います、設計の方。思ったんですけども、その前になんできて予算に反映されていなかったか。

それと、あとは値段の配置なんですけど、先ほど委員会では各部所部所の追加がこのぐらいの値段出ますよということを若干簡単に説明があったんですけども、これだけの金額で若干だと企業努力でちょっとぐらいやってもらえるようなこと昔は良くいったんですけども、今大変難しいとは思うんですけども、増減率が良く理解できないんです、部所部所の。これが100万円追加になりましたと元々何百万円の工事で100万円だかも分からないんで、その辺を簡単に説明してもらいたいんですけども、よろしいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため暫時休議をいたします。
(午前10時37分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時43分)

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○**教育委員会事務局教育次長（鈴木貞孝君）** 非常用発電設備の改修の関係でございますが、当初試験調整ということで20万円の金額をとってございましたが、実際電源を入れて作動させてみて不具合が生じた為すべて分解をいたしまして、もう一度オーバーホール調整すべて必要だということで百数十万円の金額がかかったものでございます。

続きまして、今回の改修工事につきましては、改修について全て精査しておりますので、今後変更の予定はないということでございます。

あと、今回の改修に向けて当初から比べまして、約14%ぐらいになっております。よろしくお願いいたします。

○**議長（吉田数博君）** 山本君。

○**10番（山本幸一郎君）** 今ので大体のあれはそうなんですけど、入札のことでお聞きします。変更は何%以上だと浪江町の入札条件は変更ができるのかどうか、最終確認よろしいでしょうか。たぶん載っているとは思いますが、1%はしないとか。もしかしたら3%以上じゃないと認めないとか、あれば教えてください。

○**議長（吉田数博君）** 答弁者、総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** 契約約款等もございますが、その中ではあくまで甲乙協議ということでございますので、パーセントを明確に謳っているわけではございません。その辺でご理解をお願いしたいと思います。

○**議長（吉田数博君）** 他に質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○**15番（馬場 績君）** ご苦労さんです。前回地域スポーツセンターの改修工事の議案審議の時も質問させていただきました。今回、教育次長があの時答弁されたとおり、今後変更もあり得るということで具体的に出てきたわけなんですけど、単純にお尋ねいたします。

資料2で、変更の理由について建築工事項目ごとにあります。建築工事、電気設備工事、機械設備工事、今回の契約変更総額が2600万円ですから、それぞれ工種別に以前は幾らであったと、それがこういう改修補修のためにこれだけになったと、内訳ですね。2600万円の内訳。工種別費用について、補修費についてお尋ねをしたいと思います。これが第1点。

それから、先ほど若月議員の質問で、地震等によって様々な障害が出るだろうと。出たとその確認のために設計者と確認をしたのかという質問がありました。設計者と十分協議したというお答えでしたけど、先ほど山本議員も非常用発電機等について質疑されていま

したけど、今回の追加補修の以前の問題で、十分調査をすればその段階で分かるものがあったのではないか。設計者と十分協議したと、設計者に十分調査してもらったということなんだけど、通電してみないと分からないというその部分については確かにそのとおりなんだけど、そうではなくて通電しなくても破損している、支障を来しているというそういう部門が前段で分かるのではないかと私は思うんです。これも、説明資料の一つを取り上げると建築工事の2つ目のところに、舞台吊物設備点検改修工事、施工業者の倉庫に保管してあった設備機器を今回の工事に取り付けるにあたり、その機器に支障があったため今回必要だと、補修が必要だと。これなどがこれをあえてなぜ今さらと私は思うんですけど、議会ですから失礼な表現はできないけれども、きちんと調査し、設計者と協議した上で追加見積りを計上するようにしないと、補修改修等々の工事が次から次出てくると。これもだめだって言われたから、そうですねって安易に了解したわけではないんだけど、やっぱり調査も含めて私は契約変更の議案の提案以前の問題としてきちんと確認をしておかないとこれは他の部分もそうなんだけど、これから発生してくる可能性がある。議会としてはそこは十分に指摘をし、調査すべきだということを申し上げておきたいと思います。

それから、あと最後になりますけれども、総務課長は変更額の基準について契約書に明示されているのかという山本議員の質問に対して、それはないと言われたんだけど、先ほど下水道では20%以上の変更があればということで、下水道の場合は数値が契約書に入っていて、その他の部門の工事には契約変更の基準が入っていないというのも私は問題だし、そこのところ間違いないかどうかということ再度質問いたします。

以上3点。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えします。5月の議会の際に色々ご指摘をいただきまして、その時何回か私答弁をさせていただきました。浪江町の帰還ということ大きな一つの目標にそれになんとか間に合わせたいとそれが大きな基本的な考え方でございまして、時間的な問題、それから予算的な措置の問題そういった諸々の状況の中で、ベストを尽くしたつもりではございますけれども、その後今日のご指摘がありますように、調査が十分であったかということにつきましては、大変申し訳ございませんでしたが、その後さらに追加が必要な状況が出てきて今日ご審議をいただいているわけでございます。その点は至らなかったということで、申し訳な

く思っております。

そういう中ではございますけれども、とにかく町の復興の大事な物的な財産としてこれを皆さんが帰る時には、なんとか供用に供したいと、そこまでのところは完全にやり遂げたいということで、その後工事の進捗をみながら万が一不備があればそれはまた改めてお願いする、今日まで準備をして今日ちょっと時期が遅かったんではないかというご指摘も実はいただいたんではございますけれども、今日お願いしたようなことでございますので、どうぞご理解をいただきたいと。

ただ、今後につきましては、先ほど町長からご答弁いただきましたけれども、町も色々ご配慮いただきながら私どものそういった努力がご心配をなるべくかけないで進めることができるように対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（鈴木貞孝君） それでは、私から2600万円の内訳でございますが、主だった大きいものについてご説明申し上げます。

建築工事につきましては、電動式の観客席が約170万円、舞台吊物につきましては140万円。

続きまして、電気設備工事の部分の脱落他器具の撤去、再取付が104万円、あと非常用発電設備修繕が115万円、屋外の給排水関係が180万円、ダクト設備の改修工事が140万円、自動制御の改修工事が約200万円。

今のはあくまでも直接工事費になっておりますので、その他の必要経費とかかかっております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、三つ目でございますが、工事の変更についての基準と申しますか、その件についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり工事の契約約款上につきましてはあくまで甲乙で協議の上ということで、工事費についてはあくまで協議による変更となります。

先ほど、復旧事業課長が申し上げました20%の件につきましては、これは県からの通達がございます。通達が要領か指導かというのは今手元にはないんですが、その部分については資材等の単価が20%を超えた場合は、変更に値すると言いますか、変更できると言いますか、しなければならないというような通達はございます。ただ、約款上については、工事の金額そのものにつきましてはあくまで甲

乙協議ということで約款上定めてございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 地域スポーツセンターが帰還に向けたシンボルの一つであり、当然早い時期の修改善工事が求められているということについては、全く異論がありません。是非、迅速かつ適正的確な修改善工事をお進めいただきたいと思います。

その上でなんですけど、調査が十分でなかったと、今後は正式な名称私も失念しましたけれども、町長が答えられた支援機構の人材、スタッフの協力、専門的なアドバイスをいただきながら、今後十分やっていくということですので、これは今回議論しているのは教育委員会所管の事業でありますけれども、その他の部門についても今後いろんなところで出てくると思います。それにあたって十分な調査が必要だと。あと、十分な調査との関係で言えば、一般質問でも申し上げておきましたけれども、復興復旧再生にあたって今臨時、派遣様々な形で職員採用が行われていると、雇用が行われていると、県外からも支援体制があると、それはそれで必要なことだしありがたいことなんだけど、今後1年で終わるとか3年で終わるとかということではないと思うんです。町長に言わせれば、福島復興のために新たな復興庁をつくってもらって、文字どおり新生なみえ、新生ふくしまをつくっていく必要があるということまで言われているわけだから、国との関係ではそういう福島に対する対応が必要だと思うけれども、具体的に発生する問題ではない。やっぱり専門家、人材不足、これは山本議員が指摘されたとおりです。

今回のこういう問題についても私は教育長が率直にお答えされたように、十分調査はできなかつたとお答えされましたけれども、それは人材というか、専門知識が求められているわけですから、現状ではかなり難しい。難しいというよりも困難に近いと、支援機構との協力は必要だとは思いますがけれども、今後の浪江町の復興再生のために然るべき人材を確保しないと、様々なところで様々な問題が発生してくると思います。トータル浪江で今後体制強化ということが求められていると思いますけれども、改めて今回の契約変更との関係で今後の体制強化について町長の方針をまずお聞きしておきたいと思います。

工事別追加については分かりました。しかし、これも繰り返しになりますけれども、例えば建築工事の2番目に書いてある舞台吊物設備について140万円の追加について言えば、施工業者の倉庫に保管してあった設備機器が不具合だったということについては、これは果たして発注者の責任なんだろうかどうかということだと思

うんです。そういうことも含めて、契約に則ってお互いに甲が負担すべきもの、乙が負担すべきもの、ここはきちんと責任分担をして事にあたるということが大事だと思います。そこは、指摘に留めておきます。

それから、基準の問題でいえば、資材については20%超えた場合県の指導要綱なのか、正式な名称私分かりませんが、県の通達等もあり、変更することになっているけれども、その他については工事の変更は協議するということだということですけど、これはあまりにも漠然としているのではないかと。今思い出したんですけど、庁舎建設の際に色々契約の問題で議論になりました。天災地変による事業変更、これは発注者の責任だということなどある程度やっぱり甲と乙の責任の範囲について契約書にも示されていると思うんです。これも、最後ですからいま一度聞きますけれども、工事の変更は協議の上決めると浪江町はなっているということなんだけど、全く一般的に工事の変更が発生した場合には、両方で協議するという契約項目だとすれば責任の所在が極めて曖昧だと私は思うんです。これは、今十分答えられるかどうか分かりませんが、工事契約の内容について、責任の所在について明確にした、あるいはその範囲についても明確にした契約書にすべきだと、特にこういう事態に直面しているわけですから、今後契約書との関係できちんとした契約書がなければ、混乱の元になると思います。今度の対応も含めて答えていただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 専門職の人材確保の質問にお答えをいたします。

これまでどおり国それから県、さらには先ほど申し上げた支援機構等々も含めて専門職の要請をさらに強めてまいりたいと思っています。特に、宮城県、あるいは岩手県の復興が大体収束に近づいております。従って、その方々の人材も余裕が出てくると思っていますので、その辺に合わせて国と県の支援をいただきながら、そういう専門職を確保していきたいと考えています。

さらには、また私ども任期付き職員の中で建築関係の専門職が必要だということでこれまで1、2名採用してきた点がございまして。そういう者も含めて任期付き職員の専門職の人材の確保に努めていきたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 工事に関するただいまご質問がありました

双方の瑕疵と申しますか、責任等につきましては浪江町の工事請負契約約款において実例を挙げまして、例えば双方において様々な状況において瑕疵があった場合の責任につきましてはある程度明確に謳っているところでございます。一般的に町の発注する工事につきましては、すべて工事約款によりまして、その責任の所在と申しますか、瑕疵等について定めているところでございますので、その辺につきましては、実際現場等におきまして、それにそぐわないと言いますか、ない部分は当然出てくる可能性もございますので、そういう場合につきましてはその都度また協議で責任の度合いとかそういう部分を明確にすることになるかと思っております。今申し上げたとおり、一定の瑕疵と言いますか、その部分の双方に対する責任については、謳っているところでございますので、ご理解よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第2号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第3号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第4号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第4号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第5号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第5号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の変更に
ついてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第6号 工事請負契約の変更についてを採決いた
します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第1回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午前11時12分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 山 崎 博 文